

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 地方創生の取り組みへの貢献

地域での高齢者福祉の充実に向けて、各自治体、地域の介護事業者、地域住民と連携し、付加価値の高い支援策を提供します。

- ・「介護事業者向けセミナー」の提供を通じて、地域の介護サービス事業者のより質の高いサービスの実現に貢献します。
- ・「一般向け介護セミナー」の提供を通じて、地域住民の「介護への理解促進」や「介護への備えの重要性の啓発」を行います。

b. 健康経営支援

健康経営の実践と、各企業（団体）の健康経営に向けた支援を行います。

- ・「仕事と介護の両立」について、両立支援の取組みの重要性の啓発活動を行います。
- ・各企業（団体）の従業員（構成員）向けの支援策として「介護実態把握サービス」「介護セミナー／両立ハンドブック作成（情報提供・啓発）」「WEB 介護相談／産業ケアマネジャー個別相談（相談窓口の設置）」等の提供を行います。

c. 介護事業者のBCP策定／運営の支援

いざという時に「職員の生命」「利用者・入居者の生命」を守り、介護サービスの提供を継続するための支援を行います。

- ・介護事業者向けBCPセミナー「実効性のあるBCP」の提供を行います。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益

を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社の経営理念、健康宣言は以下のとおりです。

[経営理念]

品質の高い介護サービスを提供し、心豊かに笑顔で暮らせる社会の実現に貢献します。

[BLS健康宣言]

私たちは、東京海上グループの総合介護事業会社として、お客様の信頼に応え、品質の高い介護サービスをご提供するために、日々研鑽に励み、新たな挑戦を続けていきます。

その活動の原点は、社員一人一人の健康であり、以下の観点で活動に取り組めます。

●社員の心身の健康を重要な経営資源の一つであると捉え、

- ・社員は、自律的な健康行動を推進します
- ・会社は、さらなる職場環境の整備、健康に取り組む風土の醸成を図ります

●お客様や地域・社会へ品質の高い介護サービスを提供することで、健康で心豊かに笑顔で暮らせる社会の実現に貢献します。

2022年6月1日

(2023年4月1日 代表者変更による更新)

(2024年11月1日 文言修正による更新)

東京海上日動ベターライフサービス株式会社

取締役社長 小林信昭